

島根原子力発電所2号機の第18回運転サイクルにおける
運転上の制限の逸脱及び復帰に係る立入調査結果について

4月30日（木）10時02分に、中国電力㈱から島根原子力発電所2号機において原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していない状態であったと判断した旨の連絡があったことから、島根県とともに、下記のとおり立入調査を実施した。

なお、今回の事象は、環境への影響のおそれがあるようなものではありません。

記

1. 立入調査日時及び場所

日時：令和8年4月30日（木）13時55分～15時25分

場所：中国電力㈱島根原子力発電所

2. 派遣職員

松江市 防災部原子力安全対策課 3名

島根県 防災部原子力安全対策課 3名

3. 事象の概要

島根原子力発電所2号機において、原子炉圧力容器内に設置された燃料支持金具のうち1つが設計上の仕様と異なっていたことにより、第18回運転サイクル（2025年1月10日から2026年2月9日まで）の期間中、最小限界出力比が制限値を満足しない状態で運転していた期間があったことから、中国電力㈱は、令和8年4月30日、一時的に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を逸脱していたと判断した。

あわせて、同社は、同運転サイクル期間中に最小限界出力比が制限値を満足する状態に復帰していたことを確認したため、運転上の制限を満足していない状態から復帰しているものと判断した。

4. 調査結果の概要

(1) 現場状況の確認

- ・中国電力㈱から、発見の経緯、燃料支持金具が仕様と異なったことによる影響評価等について説明を受け、事象の内容を確認した。
- ・第18回運転サイクルにおいて、当該燃料支持金具上の燃料集合体1体に関して、限界出力比が一時期、運転上の制限を逸脱していたことを確認した。

(2) 燃料の健全性の確認

- ・同様に説明を受け、島根原子力発電所 2 号機では第 18 回運転サイクルを含め、これまでの運転において燃料破損はなかったことを確認した。

(3) 市の対応（口頭要請）

- ・経緯や原因を詳細に調査し、その結果について随時情報提供を行うこと。
- ・今後の適切な調達管理や点検等に繋がるよう、再発防止対策を講じること。